

受配者指定寄付金 制度の概要について

日本私立学校振興・共済事業団
助成部寄付金課



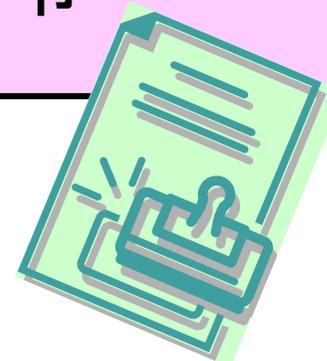
受配者指定寄付金はどのような制度か

- 私立学校への寄付者に対する税の優遇措置制度は、「特定公益増進法人」への寄付の制度と、「受配者指定寄付金」制度と大きく分けて二つがあります。
- このうち「受配者指定寄付金」制度は、日本私立学校振興・共済事業団(以下事業団)が、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、寄付者(企業等)からの寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人へ配付するものです。
- 寄付者が法人の場合、寄付金全額の損金算入が認められており、学校法人はこの制度を活用することで有効な募金活動を行うことができます。



受配者指定寄付金の根拠法令

- 寄附金を指定する告示(抄)
(昭和40年4月30日 大蔵省告示第154号)



所得税法(昭和40年法律第33号)第91条第2項第2号《現・第78条第2項第2号》及び法人税法(昭和40年法律第34号)第37条第3項第2号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定

(中略)

2の2 日本私立学校振興・共済事業団に対して支出された寄附金で、学校法人が設置する学校若しくは専修学校の教育に必要な費用若しくは基金(専修学校にあつては、高等課程又は専門課程の教育の用に供されるものに限る。)に充てられるものの全額

私立学校への寄付者に対する税の優遇措置制度の種類1

| 寄付者 制度の種類 | 法人 | 個人 |
|--------------------------------|---|--|
| 受配者指定 寄付金 | 寄付金の全額が損金算入できる | 〔所得控除〕 ＝寄付金額(総所得金額等の40%が 上限)－2千円を所得から控除 |
| 特定公益 増進法人 (注1) | 〔損金算入限度額〕 ＝(資本等の金額×0.375%＋ 当該年度所得×6.25%)×1/2 (注2) | 同 上 |
| 一定の要件 を満たした 学校法人 (注3) | | 〔所得控除〕 ＝寄付金額(所得の40%が上限)－2千円 を 総所得 から控除 または 〔税控除〕 ＝{寄付金額－2千円}×40%を 所得税額 から控除(所得税額の25%が限度) のいずれかを選択 |
| その他の法人等 | 〔一般の損金算入限度額〕 ＝(資本等の金額×0.25%＋ 当該年度所得×2.5%)×1/4 | 所得控除は認められない |

私立学校への寄付者に対する税の優遇措置制度の種類2

「特定公益増進法人」への寄付の制度(注1)

証明を所轄庁(文科省若しくは都道府県)から受ける必要があります。証明を受ければ、寄付者と学校法人との間で直接寄付のやりとりができます。証明の期限は5年間です。法人の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄付として損金算入ができません(注2)。

「一定の要件を満たした学校法人」への寄付の制度(注3)

租税特別措置法施行令第26条の28の2第2号に定められた要件を満たすものとして所轄庁の証明を受ける必要があります。平成23年度の税制改正より設けられた制度で、個人の寄付者は既存の「所得控除」と「税控除」の選択ができるようになりました。

受配者指定寄付金制度と特定公益増進法人への寄付制度の違い

下表の取扱いとなるため、原則、法人からの寄付は受配者指定寄付金、個人からの寄付は特定公益増進法人の寄付として整理すると、スムーズです。

| | 受配者指定寄付金 | 特定公益増進法人 |
|------------|----------------|-------------------|
| 申請先 | 事業団 | 所轄庁(文科省・都道府県) |
| 金銭と書類の受付方法 | 事業団を通じて行う | 寄付者と学校法人が直接やりとりする |
| 法人からの寄付 | <u>全額損金となる</u> | 損金算入限度額がある |
| 個人からの寄付 | 所得額より一定額を控除 | 所得額より一定額を控除 |

受配者指定寄付金は全ての私立学校が利用できるのか

【対象】

- ・ 既設の学校法人(準学校法人を含みます。)が設置する大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象となります。

※ただし、専修学校については、授業時間数が2,000時間以上の高等課程又は授業時間数が1,700時間以上の専門課程に限ります。

【対象とならない】

- ・ 各種学校や、学校法人立でない学校(例:医療法人立、株式会社立)は対象となりません。
- ・ また、管理運営が不適正とされる学校法人、総負債が総資産を上回る学校法人は対象とならない場合があります。

事業団が受配者指定寄付金として取扱う寄付金の要件1

事業団が取り扱う寄付金は、次の(1)～(6)の要件をすべて満たすものです。

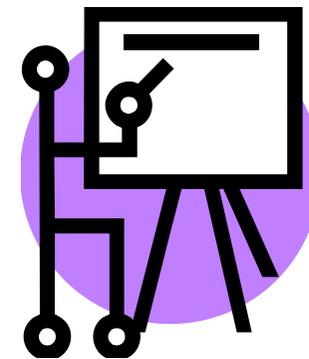
(1) 広く一般に募集され、次のいずれの要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと。

- ① 寄付者が当該寄付により特別な利益を受けないこと。(ただし、原則として、施設・設備、寄付講座等に寄付者名を付すことは、寄付者が特別の利益を受けることには該当しません。)
- ② 寄付者が税制上の不当な軽減を企図したものではないこと。
- ③ 寄付者の子弟等の入学に関するものでないこと。

(なお、一社からのみの寄付で、学校等の新設や移転に伴う大規模な寄付事業に充てられるものについては、事前にご相談ください。)

事業団が受配者指定寄付金として取扱う寄付金の要件2

- (2) 教育の振興、その他公益の増進に寄与するための支出で、緊急を要するものに充てられることが確実であること。
- (3) 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金ではないこと。
- (4) すでに事業が終了している事業に充てる寄付金でないこと。
- (5) 原則として、一口の寄付金額が、2,000円以上であること。
- (6) 事業団が定める「対象となる寄付事業等」に掲げる事業(次ページ参考)のための寄付金であること。



事業団が定める「対象となる寄付事業等」1

【既設学校】

(ア) 教育研究に要する経常的経費

人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出、借入金等利息支出、設備関係支出が対象です。

(イ) 寄附講座等、教育研究の実施に伴う経費をまかなうことを目的として設定される基金

取崩型基金の場合、3年間以内に使用等別途要件があります。

(ウ) 学費の貸与または給付を目的として設定される基金

(エ) 教育研究に直接必要な資金の交付を行うことを目的として設定される基金

取崩型基金の場合、3年間以内に使用等別途要件があります。

(オ) 敷地、校舎その他附属設備の取得費

(カ) (ア)及び(オ)に要した借入金の返済の費用

元金のみが対象です。利息分は(ア)で対象となります。

(キ) 現物寄付

※別途要件がありますので、事前にご相談ください。



事業団が定める「対象となる寄付事業等」2

【新設学校】

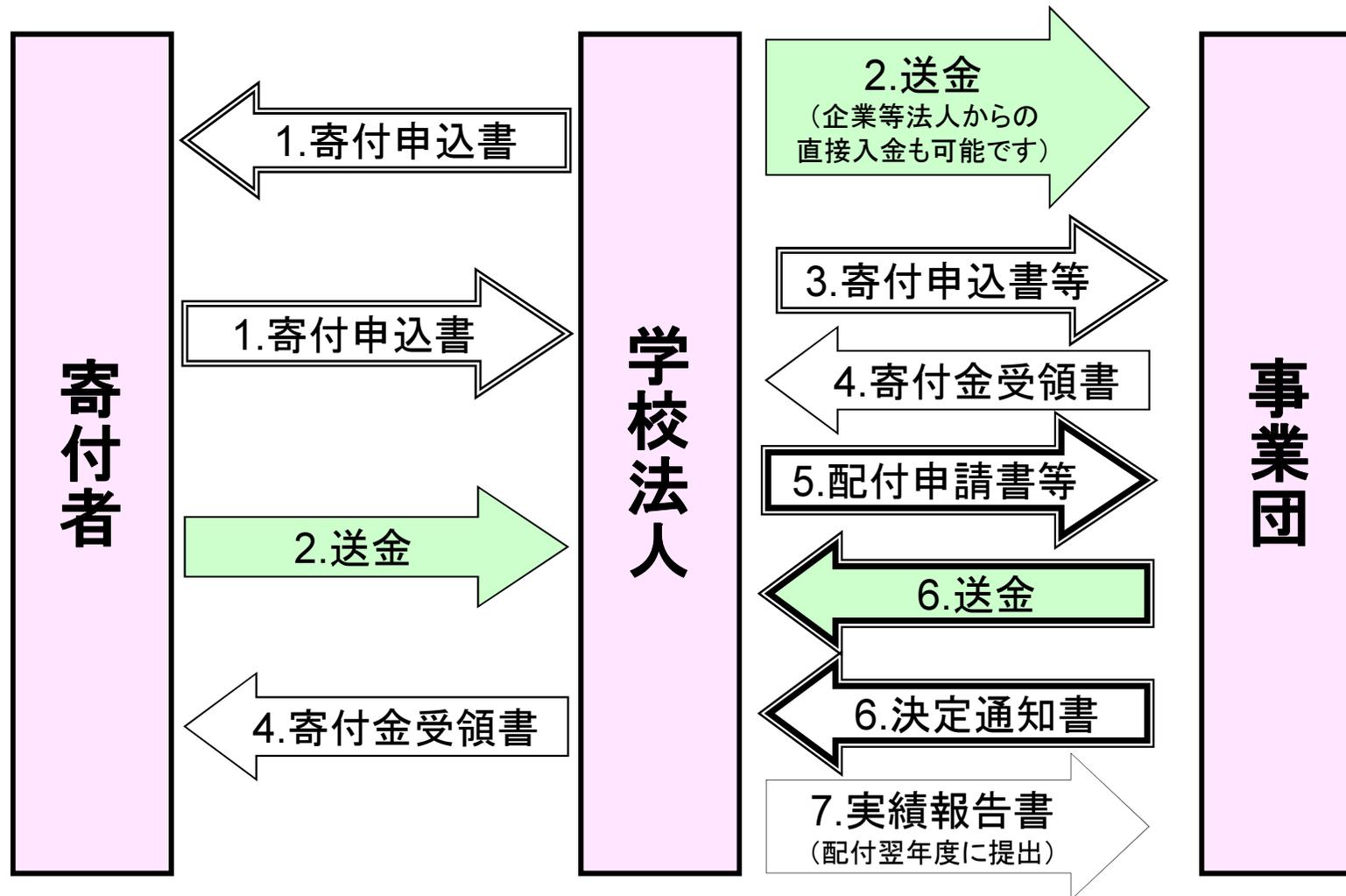
- (ク) 新たに設置しようとする学校(研究科、学部、学科等を含む)または専修学校の校地、校舎その他附属設備を取得するための資金
- (ケ) 新たな学校を設置するために必要な初年度経常経費

- ※ 指定寄付の対象とするためには、新設学校に対し寄付募集を行うという、寄附行為の変更が必要です。
- ※ 新たに学校法人を設立する場合は、財務省直接審査対象となるため、受配者指定寄付金では取扱いません。

→ 必ず、事前にご相談ください。



受配者指定寄付金の事務の流れ



※配付申請は、当該年度に学校法人の支払いのある事業が対象です。

受配者指定寄付金制度の利用にあたり・・・

まず、受配者指定寄付金連絡票(様式有り)の提出を！

同時提出書類：前年度決算書(基礎調査で提出の場合不要)
〔専修学校が寄付対象である場合は、設置課程・授業時間
数の分かる学則等も必要です。〕

注意：連絡票記載の銀行は、事業団に振り込む際の指定銀行です。学校法人の提携金融機関ではありません。

→ 確認後、事業団から振込依頼書が送付されますので、以降制度利用が可能です。

※連絡票は一度提出があれば、寄付募集内容が変わっても継続して制度利用可能です。ただし、担当者など変更が生じた際は、「変更連絡票」を提出してください。

受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」

制度についてまとめた冊子をご用意しております。
ご希望の際は、下記までお問合せください。

日本私立学校振興・共済事業団 助成部寄付金課

TEL:03-3230-7317~8 e-mail:kifukin@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金ホームページ

http://www.shigaku.go.jp/s_kihu_menu.htm

制度概要、関連法令、事務の手引(ホームページ版)、様式、
Q&A等を掲載しております。